



公益財団法人

大阪産業局

O.B.D.A. OSAKA BUSINESS DEVELOPMENT AGENCY

中小企業お役立ち情報

～ 大阪産業局から、中小企業の皆様に成長と発展に役立つ情報をお届けいたします ～

2020.
4月号

[No. 5]

◆特集◆ 新型コロナウイルス感染症関連施策のご案内 [厚生労働省]

雇用調整助成金 (特例措置の拡大)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されるものです。

助成内容と受給金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者1人あたり8,330円が上限(令和2年3月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日あたり 1,200円	
支給限度日数	1年間で100日(3年間で150日)	

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主への特例措置

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用されます

- ① 休業等計画届の提出の事後提出が可能(令和2年5月31日まで)
- ② 生産指標の確認対象期間が3ヶ月から1ヶ月に短縮
- ③ 事業所設置後1年未満の事業主も助成対象
- ④ 最近3ヶ月の雇用指標が対前年比で増加している場合も助成対象
- ⑤ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者も助成対象
- ⑥ 過去、雇用調整助成金を受給した事業主について、
 - ・ 前回の支給対象期間満了日から1年を経過していなくても助成対象
 - ・ 支給限度日数から過去の受給日数は差し引かれません

詳細は

厚生労働省 雇用調整助成金

で検索

<問合せ先> 大阪労働局 助成金センター

☎ 06-7669-8900

時間外労働等改善助成金(テレワークコース)

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業主を助成するため、要件を簡素化した特例コースが設けられました。

事業実施期間：令和2年2月17日～令和2年5月31日

- 〔助成対象の取組〕 テレワーク用通信機器の導入・運用
就業規則・労使協定等の作成・変更 など
- 〔支給要件〕 事業実施期間中に、
・助成対象の取り組みを行うこと
・テレワークを実施した労働者が1名以上いること
- 〔支給額〕 補助率 1/2 1企業あたりの上限額 100万円
- 〔申請期間〕 令和2年5月29日まで

<問合せ先> テレワーク相談センター ☎ 0120-91-6479

小学校休業等対応助成金(新設)

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成金が創設されました。

- 〔支給額〕 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 (日額上限 8,330円)
- 〔適用日〕 令和2年2月27日から3月31日までに取得した休暇
- 〔申請期間〕 令和2年6月30日まで

<問合せ先> 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

◆ 大阪府よろず支援拠点では、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。上記助成金を含む相談・お申込みは TEL:06-4708-7045 まで

<< 情報提供者 >>

